

事務連絡
平成23年7月6日

関係県及び仙台市 関係部署 各位

農林水産省水産庁資源管理部管理課長
国土交通省海事局安全・環境政策課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

**東日本大震災により被災した船舶の
処理に関するガイドライン（暫定版）について（補遺）**

東日本大震災により被災した船舶の円滑な処理に資するために、平成23年4月21日付け事務連絡「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について」により、各地方公共団体が被災した船舶の処理を進める際のガイドラインを連絡しました。

他方、東日本大震災の発生から約4ヶ月経過し、がれきの処理が進み、復興に向けた活動が進んでいく中で、一部の被災船舶については、重量等の制約から現場から移動できず、居住地域の近隣で切断等の作業を行わざるを得ない場合が生じる可能性が想定されます。

これらの現場での作業を行う場合には、居住者の居住環境維持や土壤汚染の防止等、周辺環境への配慮が必要となることから、今般、特に周辺環境への配慮が求められる場所において被災船舶の処理を行う場合の注意事項を、上記ガイドラインの補遺として別添のとおりまとめましたので、貴管内市町村に対し周知方お願いいたします。

なお、本事務連絡に関するお問い合わせは、以下宛てまでご連絡ください。

<連絡先>

○農林水産省水産庁資源管理部管理課 （担当：斎藤、神力）
電話：03-3592-0732、E-mail：gyosenkanri@nm.maff.go.jp

○国土交通省
海事局安全・環境政策課 （担当：蔵持、松尾、大西、坪井）
電話：03-5253-8631、E-mail：g_MRBB_AKS@mlit.go.jp

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（担当：青竹、宮田、森（真））
電話：03-5521-8358、E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

特に周辺環境への配慮が求められる場所で被災船舶の処理を行う場合の注意事項

被災船舶を処理するに当たり、船舶の大きさ・種類や船舶の打ち上げられている場所等の制約から、既に被災者等が居住を開始している地区や農地などにおいて作業を行わざるを得ない場合が想定されます。

これら周辺環境への影響を最小限にする必要がある場所において、被災船舶を運搬・処理するための作業(切断等)を行う場合は、運搬に必要な最小限の作業に限定するとともに、周辺環境への影響を軽減するため、以下の事項を遵守して作業を行うことが必要です。

なお、周囲に人家や商店等がない港の岸壁に移動させた被災船舶を解体する場合等については、以下の事項を参考に、適宜、周辺環境への影響を考慮して必要な措置を講じてください。

(現状や必要な措置の事前確認)

- ・適正な処理を円滑かつ安全に進めるため、被災船舶の破損状況、燃料やバッテリー等の危険物の残留状況、アスベスト製品の使用状況、現場の地盤や重機の搬入経路の状態等を確認する。
- ・被災船舶の処理を廃棄物処理業者に委託する場合においては、当該廃棄物処理業者の船舶の解体実績の有無等を考慮して、必要に応じ船舶の構造に精通した有識者、廃棄物処理の有識者等に注意事項を確認させ、適切な措置を講じさせる。

(作業環境の確保)

- ・作業を行う場所の地盤が不安定な場合、鋼板等を敷設して安定化を図る。
- ・作業場所を火気厳禁とし、初期消火のための消火器を予め用意する。

(周辺環境への影響の軽減)

- ・燃料やバッテリー等の危険物が残留される場合、燃料の流出による環境汚染防止のため、切断は燃料タンク等の位置を避けて行う。
- ・アスベスト製品が使用されている場合、アスベストを含む粉じんへのばく露防止のため、必要に応じて水・薬剤等の散布を行い、湿潤化等の措置を講ずるとともに、防じんマスクや保護めがね等の保護具を着用し作業を行う。
- ・燃料等の流出による環境汚染を防止するため、燃料等の流出のおそれがある場所に、鋼板や防水シート、吸着マットを敷く等の流出防止策を講じる。
- ・切断時に発生する粉じんや破片の飛散防止のため、シートによる囲い込みや局所吸じん、シートの敷設、散水等の飛散防止対策を講じる。
- ・切断時の粉じんの発生を最小限に抑えるため、ニブラ付バックホーを使用する等、粉じんの発生しにくい手法により行う。
- ・作業場所周辺の生活環境を損なうおそれがある場合、低騒音型の重機の採用等の騒音振動対策を図る。追加対策が必要な場合、防音シートやパネルによる囲い込みを行う。

以上